平成２９年度 第１回企業倫理委員会 議事録

１．日　時　　平成２９年６月１２日（月）　１５：００～１７：００
２．場　所　　中国電力株式会社　本社１号館１２階特別会議室
３．出席者

（委員長）	苅田　知英	会長
（副委員長）	馬場　則行	弁護士
（副委員長・幹事）	重藤　隆文	常務執行役員（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門長）
（委　員）	磯村　定夫	中国地域ニュービジネス協議会　参与
	松浦　秀子	日新運輸工業㈱　代表取締役社長
	清水　希茂	社長
	白築　　透	中国電力労働組合執行委員長
（オブザーバー）	畝川　　寛	監査等委員
（説明者）	高場　敏雄	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門部長（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ） 兼．原子力強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ担当部長

４．議事概要

【委員長あいさつ】

委員会の開催にあたり，一言あいさつを申しあげる。

まず，平成２８年度の決算について，一言で申しあげると，連結・個別ともに，「減収・減益」となった。気温の影響等により販売電力量が増加したほか，経営全般にわたる効率化に取り組んだ結果，連結経常利益で１９４億円の黒字を確保できたが，燃料価格が燃料費調整単価に反映されるまでの期ずれ影響により，前年度に比べ，大幅な減益となった。低廉で安定した電気をお届けしていくためには，一層の経営の安定化を図っていく必要があると受け止めている。

次に，先日（５月３１日）報道発表したとおり，中国地方の７万５千箇所程度において，共架電線類に関する道路占用許可申請が未実施であることが判明した。過去の不適切事案を受けて，「コンプライアンス最優先」の業務運営を徹底してきた中で，このような事案が確認されたことを当社として大変重く受け止めている。

【１．コンプライアンス推進の取組み状況について】

島根原子力発電所点検不備に対する取組み状況，ＬＬＷ流量計不適切事案に対する取組み状況，コンプライアンス推進施策の主な実施内容について説明した後，議論を行った。

＜主な意見＞

〔島根原子力発電所点検不備に対する取組み状況〕

○所感

・平成２９年度がスタートしたばかりだが，これまでの継続性を保ちながら，順調に滑り出していると受け止める。

○不適合管理プロセス

・不適合件数が増えているが，Ａ・Ｂグレード事象が発生しておらず，良いことである。

○原子力安全文化醸成活動

・職場の話合い研修において，他企業・異業種企業を取り上げている点は望ましいと考える。参考になる点が多々あると思われることから，このような取組みを継続してほしい。

・平成２２年に制定された原子力安全文化の日も７年経過し，定着してきた。原子力安全文化の日やコンプライアンス強調月間に継続的に取り組んでいることは，対外的に中電グループがコンプライアンス推進に真摯に取り組んでいることを示すことができる。

〔ＬＬＷ流量計不適切事案に対する取組み状況〕

○所感

・本件で得た教訓を基に，他業務への水平展開や管理者によるマネジメントの改善等を着実に実施しており，再発防止対策が日常業務として定着しつつあると受け止める。引き続き，これらの取組みの有効性について適宜確認を行い，必要に応じた対応をしてほしい。

〔コンプライアンス推進施策の主な実施内容〕

○階層別コンプライアンス研修

・階層別コンプライアンス研修で新入社員を対象に研修を実施したことは，時宜にかなっている。また，座学だけでなく，事例演習を交えながら解説するなど実施方法も工夫している。コンプライアンス意識が完全に定着するためには，継続的に教育する必要があるため，フォロー研修も実施してほしい。

○不適切事案の水平展開

・水平展開の内容や方法は良くなっていると思うが，グループ会社を含めた社員一人ひとりがコンプライアンス・危機管理の視点や具体的なポイントを理解しているかどうかを見極め，さらに徹底してほしい。

○所属長の業務点検

・現在，問題点や弱点を把握し，速やかに改善・見直しを図るという目的で実施しているが，昨年実施した際，共架電線類の道路占用許可の未申請について把握できなかったことから，翌年度に向けて実施方法の改善を検討する必要がある。

○グループ各社の内部統制システムの体制整備・運用状況

・一部のグループ会社においては，依然として不祥事が発生していることから，コンプライアンスの意識が社員一人ひとりにまで徹底できていないと考える。整備した内部統制システムが有効に機能するように，より一層，管理・指導してほしい。

【２．内部通報制度の運用状況について】

平成２９年２月～平成２９年４月における内部通報制度の運用状況（通報件数：１０件）について説明した後，議論を行った。

＜主な意見＞

○所感

・今回の内部通報件数は１０件とやや少ない。内部通報のうち半分が匿名，社外窓口への通報が３件と，今までの通報傾向とは少し違っているが，事務局の対応は概ね適切に処理している。前回と同じく，人間関係や上司への不満が目につく。

【その他】

共架電線類の道路占用許可の未申請について説明した後，議論を行った。

＜主な意見＞

○所感

・道路法の未遵守は，明確なコンプライアンス違反であり，このようなことが長期間見過ごされてきたことに驚いている。今後，迅速かつ適正に対応することは当然であるが，二度と同様の事象が発生しないように，その理由・原因を調査してほしい。

・適正に許認可を受けることは企業のコンプライアンスにとって必須であり，本事案以外に漏れがないかどうか点検してほしい。さらに，地方自治体，すなわち住民に対して経済的な損失を与えていることも重大に受け止めてほしい。

以　上

（添付資料）

資　料　「コンプライアンス推進の取組み状況について」